

令和 3 年度 保育所等利用調整指数表

1 基本指数

| No. | 保育事由 | | 保護者（父、母、看護者等）の状況 | | 基本指数 | |
|---------------------------|---------------------------|----------------------------------|--------------------------|--|---------------------|---------------------|
| 1 | 就 勤 | 外 | 月20日以上かつ 1日4時間以上 | 月140時間以上の就労を常態とする場合 | ※ 1 | 10 |
| | | | | 月120時間以上140時間未満の就労を常態とする場合 | | 9 |
| | | | | 月100時間以上120時間未満の就労を常態とする場合 | | 8 |
| | | | | 月80時間以上100時間未満の就労を常態とする場合 | | 7 |
| | | 内 | 月16日以上19日以下 かつ1日4時間以上 | 月112時間以上の就労を常態とする場合 | | 9 |
| | | | | 月96時間以上112時間未満の就労を常態とする場合 | | 8 |
| | | | | 月80時間以上96時間未満の就労を常態とする場合 | | 7 |
| | | | | 月64時間以上80時間未満の就労を常態とする場合 | | 6 |
| | | 上記以外 | | 月64時間以上の就労を常態とする場合 | | 5 |
| | | 労 | 自営 （農業含む） | 中心者 | | 月20日以上 かつ1日4時間以上 |
| | 月80時間以上140時間未満の就労を常態とする場合 | | | | 8 | |
| | 協力者 | | | 月16日以上19日以下 かつ1日4時間以上 | 月112時間以上の就労を常態とする場合 | 9 |
| | | | | 月64時間以上112時間未満の就労を常態とする場合 | 7 | |
| | 上記以外 | | 月64時間以上の就労を常態とする場合 | 5 | | |
| | 内職等 | | 月20日以上 かつ1日4時間以上 | 月140時間以上の就労を常態とする場合 | 9 | |
| | | | | 月80時間以上140時間未満の就労を常態とする場合 | 7 | |
| | | | 月16日以上19日以下 かつ1日4時間以上 | 月112時間以上の就労を常態とする場合 | 8 | |
| | | | | 月64時間以上112時間未満の就労を常態とする場合 | 6 | |
| | 上記以外 | | 月64時間以上の就労を常態とする場合 | 4 | | |
| | 内職等 | 月20日以上 かつ1日4時間以上 | 月140時間以上の就労を常態とする場合 | 6 | | |
| 月80時間以上140時間未満の就労を常態とする場合 | | | 4 | | | |
| 月16日以上19日以下 かつ1日4時間以上 | | 月112時間以上の就労を常態とする場合 | 5 | | | |
| | | 月64時間以上112時間未満の就労を常態とする場合 | 4 | | | |
| 上記以外 | | 月64時間以上の就労を常態とする場合 | 3 | | | |
| 2 | 出 産 | 出産予定日の前6週間のかかる月初めから後8週間のかかる月末 | | | 6 | |
| 3 | 病 気・ 障 害 | 疾 病 | 入院 | 長期入院の場合 | 11 | |
| | | | 在宅 | 常時病臥 | 10 | |
| | | 心身 障 害 | 重 度 | 身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aを有しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合 | | 10 |
| | | | | 上記以外の身体障害者手帳又は療育手帳を所持しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合 | | 6 |
| 4 | 看 護 等 | 最重度 | 施設等にて日中看護・心身障害者（児）の通所等 | | 9 | |
| | | 重 度 | 居宅において常時看護及び通院介助 | | 7 | |
| | | 軽 度 | 看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態 | | 5 | |
| 5 | 災 害 | 火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため保育できない場合 | | | 11 | |
| 6 | 求職活動 | 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合 | | | 2 | |
| 7 | 就 学 能 及 習 得 | 月20日以上 かつ1日4時間以上 | 月140時間以上の就学を常態とする場合 | 7 | | |
| | | | 月80時間以上の就学を常態とする場合 | 6 | | |
| | | 月16日以上19日以下 かつ1日4時間以上 | 月112時間以上の就学を常態とする場合 | 6 | | |
| | | | 月64時間以上の就学を常態とする場合 | 5 | | |
| 月12日以上 | | 月64時間以上の就学を常態とする場合 | 4 | | | |
| 8 | その他 ※2 | 障がい児保育を申し込んでいる児童の保護者（就労等の要件がない方） | | | 7 | |
| | | 行方不明、拘禁等 | | | 11 | |
| | | 特別の支援を要する家庭（ただし、運営上入所できない場合あり） | | | 60 | |

※1 【時間短縮制度を利用する場合】

復職後に育児に伴う時間短縮制度を利用される場合、保育所等の利用調整については、原則雇用契約上の勤務時間（時間短縮制度利用前の時間）で審査を行います。ただし、**時間短縮制度利用後の勤務時間が1日4時間以上6時間未満**の場合は、時間短縮制度利用後の勤務時間で審査します。そのため、**入所内定後に時間短縮制度を利用し、審査時の基準を下回っていることが判明した場合は、内定の取消（入所後の場合は退所）となります**ので、ご注意ください。

※2 「特別配慮児」を除き、主たる保護者2名分を基本指数とします。ひとり親世帯は、親の指数+10とします。

令和3年度 保育所等利用調整指数表

2 調整指数

| 番号 | 世帯の状況 | 調整指数 |
|----|--|------|
| 1 | 生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯（就労を要件とする場合） | + 5 |
| 2 | ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯（特に自立の促進が必要な場合） | + 5 |
| 3 | ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯（上記以外の場合） | + 4 |
| 4 | 産休明け及び育児に伴う休業明けの場合（番号7、12、16と併用不可） | + 3 |
| 5 | 双子で同じ市内の保育所等に新規入所・転所希望する場合（三つ子以上は、人数が増える毎に1点加算） | + 2 |
| 6 | 兄弟姉妹がすでに入所している市内の保育所等へ新規入所・転所希望する場合（同施設での認定区分変更者を除く） | + 3 |
| 7 | 認定こども園や幼稚園等の教育部分から保育所等の保育部分へ新規入所希望する場合（番号4と併用不可） | + 2 |
| 8 | 小学校3年生までの児童が3人以上いる世帯 | + 1 |
| 9 | 現在入所している市内の保育所等から市内のその他の保育所等へ転所希望をする場合 | + 2 |
| 10 | 年齢上限のある市内の保育施設等の最終年齢クラスを卒園し引き続き保育を希望する場合（備考5） | + 10 |
| 11 | 本市より広域入所にて委託している児童が市内の保育所等へ転所希望する場合 | + 3 |
| 12 | 転入予定で、転入前の市町村において申請児童が市外の保育所等に入所している場合（番号4と併用不可） | + 2 |
| 13 | 前々年度から本市にて待機している世帯（平成31年4月入所希望までの新規・転所申込の場合）（備考6） | + 4 |
| 14 | 前年度から本市にて待機している世帯（令和2年4月入所希望までの新規・転所申込の場合）（備考6） | + 3 |
| 15 | 前年度から本市にて待機している世帯（令和2年5月～11月入所希望までの新規・転所申込の場合）（備考6） | + 2 |
| 16 | 現在、就労等により認可外保育施設に入所している場合（転入予定者を除く）（番号4と併用不可） | + 3 |
| 17 | 保護者がともに心身に障害を有する場合（重度） | + 3 |
| 18 | 保護者がともに心身に障害を有する場合（その他） | + 2 |
| 19 | 申請児童が心身に障害を有する場合（重度） | + 2 |
| 20 | 申請児童が心身に障害を有する場合（その他） | + 1 |
| 21 | 本来の生計の主宰者が失業中の場合（ひとり親家庭を除く） | + 2 |
| 22 | 保護者が重度の障害、疾病等を理由として長期入院しているなどの場合 | + 3 |
| 23 | 自営もしくは農業で、税務署への開業届の写し等事業の内容を証明する書類の提出がない場合（備考7） | - 2 |
| 24 | 現在求職中で就労予定の場合 | - 2 |
| 25 | 保護者以外の18歳以上65歳未満の同居者が求職活動中または就労証明書等が未提出の場合 | - 2 |
| 26 | 利用者負担額を長期に亘り正当な理由なく滞納している世帯 | - 10 |

（備考）

- この保育所等利用調整指数表は、令和3年度用のものです。なお、令和4年度より大幅に見直しする予定です。詳しくは、令和4年度用の利用調整指数が決定しましたら市ホームページ等でお知らせさせていただきます。
- 保育所等における保育を希望する期間に入所・転所の意思がない場合、指数は考慮いたしません。
- 入所基準指数（基本指数+調整指数）が同点の場合は、次の（1）～（9）の順に利用調整します。
 - 当該年度内に入所案内（内定）を辞退していない方
 - ひとり親世帯
 - 「基本指数者のうち指数が低い保護者」の基本指数の高い方
 - 保護者のうち、「拘束時間が短い保護者」を比較した長い方
 - 兄弟申込の状況
 - 単身赴任世帯
 - 産後休暇・育児休業を取得している方で、入所月に復職予定の方
 - 祖父母の状況
 - 保護者の市民税所得割課税額の合計が低い世帯

※申込書や申請書に記入された希望順位は、入所基準指数及び上記（1）～（9）では考慮いたしません。
- 「保育所等」とは、認可を受けている保育所、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業、また、南総持寺保育園を指します。
- 番号10の「年齢上限のある市内の保育施設等」とは、たんぼbambi保育園、彩都敬愛保育園、さくらんぼこども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠のみ）、待機児童保育室みらい（令和2年度において2歳児クラスの児童含む）を指します。なお、転所決定した保育所等を辞退した場合は、番号10の加点を取り消して利用調整します。
- 番号13,14,15の調整指数加点（以下「待機点」という。）について、4月選考において希望施設の入所案内を辞退した場合は、今年度は対象外となります。（4月選考時、すでに待機点が付加されている場合、5月選考以降は付加されません。）
- 番号23について、自営協力者に該当する場合、協力者としての名前の記載があり、内容を証明する書類の提出が必要です。
- 茨木市内の保育所等で、保育士として週5日以上かつ1日6時間以上勤務しているまたは勤務予定の場合、優先的に審査いたします（随時申込の転所希望は除く）。
- 随時受付については、入所希望月の前月10日（10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに申込書を提出された方が入所審査の対象です。